

# 30年度 豊明市障害者地域自立支援協議会

## 個別課題の解決・抽出

## 地域課題の共有・解決

### 担当者会議

- ・月1回開催
  - ・**地域課題の共有**
  - ・相談支援状況の確認
  - ・困難事例の対応
  - ・関係機関との連絡調整
- メンバー  
フィット、社会福祉課・児童福祉課、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所

### 地域自立支援協議会

- ・年2回開催
- ・地域課題の共有・提言
- ・専門部会設置に関する検討
- ・地域課題解決のための協力体制の構築

報告

報告

### 運営調整会議

提案

- ・年4回開催
  - ・**地域課題の整理**
  - ・専門部会・自立支援協議会の議題・内容の検討
- メンバー  
・相談支援アドバイザー  
・フィット  
・社会福祉課・児童福祉課  
・各専門部会長 など

### 専門部会

- ◆ 療育支援部会
- ◆ そだつ部会
- ◆ 地域生活支援部会

- 協議会が指定する  
事項の調査・研究
- 地域課題の具体的解決  
方針の検討

### 個別支援会議

- ・個別事例から地域課題の抽出
- ・**随時又はサービス担当者会議として開催**
- ・個別事例にあわせ参加者を招集
- ・関係者間の支援目標の共有・役割分担

運営の相談

報告

# H30年度豊明市障がい者相談支援事業委託実績

資料2-1

## 1-1 相談人数実績(実人数) ※1月末現在

身体障がい	重症心身障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	高次脳機能	その他	合計
18	1	18	56	19	6	3	121

## 1-2 相談種別(延べ件数) ※1月末現在

支援方法									
訪問	来所相談	同行	電話相談	電子メール	個別支援会議		関係機関	その他	合計
					主催	参加			
111	151	97	484	81	15	12	449	8	1408

## 1-3 支援内容(延べ件数) ※1月末現在

支援内容									
福祉サービスの利用等に関する支援	障害や症状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援	家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援	社会参加・余暇活動に関する支援
525	75	156	82	16	99	104	49	195	57
権利擁護に関する支援		その他		合計					
6		44		1408					

※ H29年度は1358件(年度末時点での数字)

## 2 相談の傾向

- ・精神障がい、発達障がいの方からの、日中活動や居場所、就労などの相談が増えてきている。(居場所)
- ・就労相談、職業センターでの職業評価・ハローワークでの職業相談などの同行、連絡など関係機関との連携も増えている。(就労相談支援)
- ・障がいのある子育て中の母について、これまで支援している関係機関からの情報提供、相談支援の要請という形での新規相談も続いている。(子育て支援)
- ・ヘルパー不足により居宅介護の要望に答えきれず調整が必要となっている。(ヘルパー不足)
- ・これまでサービス未利用であった高齢な両親と障がいのある子で、今は頑張れるが両親の病気などをきっかけに生活がたちいかなくなるであろう世帯の相談も増えてきている。(サービス未利用の方の実態把握)
- ・障がい福祉だけでなく、介護保険、子育て支援、生活困窮、ひきこもり予防、保健所、医療機関などサポートが必要な相談も多く寄せられた。(複数課題、多機関連携)
- ・昨年の台風が続いたことで、あらためて障がいのある方の災害時の支援、防災などの情報提供不足に不安を感じる方もいた。(災害対策)
- ・金銭管理が上手くできず、収入があっても日常の生活に必要な支出のやりくりができないというケースもあった。  
(金銭管理、生活スキル)
- ・障がい福祉サービス利用の方の計画作成の依頼が伸びており、指定特定相談支援事業所で対応しきれなくなっている。(相談支援専門員の不足)

## 平成 30 年度基幹相談支援センターの取り組みについて

## 1 会議等の開催実績

## (1) 相談支援担当者会議

開催日程	主な内容
全 10 回開催 (4 ~ 1 月) 毎月第 3 月曜日 豊明市総合福祉会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報交換、相談支援報告、事例検討、個別ケースからの地域課題など。</li> <li>・出席者：市内相談支援事業所相談員、社会福祉課、フィット</li> </ul>

## (2) 研修会

開催日程	主な内容
平成 30 年 12 月 4 日 (火) 午前 9 時 ~ 12 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障がい者への緊急介入に関し関係機関の連携強化を目的とする研修会</li> <li>・テーマ「精神障がい者の起こす問題は即入院なのか」</li> <li>・参加者：市内相談支援事業所相談員、包括支援センター、市社会福祉課、市健康長寿課、社会福祉協議会、フィット 24 名</li> </ul>
平成 31 年 1 月 18 日 (金) 午後 1 時 30 分 ~ 3 時 30 分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の職員のストレスケアと虐待防止に役立てるための研修会</li> <li>・テーマ「アンガーマネジメント」</li> <li>・参加者：市内外の医療福祉関係者 30 名</li> </ul>

## 2 今年度の取り組みのまとめ

## (1) 福祉サービスの利用援助に関する支援

指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に対し、課題の整理や支援者の役割確認を行い相談支援に対する助言等を行った。

## (2) 社会資源を活用するための支援・専門機関の紹介に関する業務

サービス利用を伴わない相談支援を（一般相談）行った。必要に応じ、医療機関や職業安定所、法テラス、後見センターなどの専門機関を紹介し、同行支援等を行った。

## (3) 社会生活力を高めるための支援

障がいのある人が集える地域のサロンとしてみなスマサロンをプロジェクトメンバーとともに開催し、毎回 20 名程参加されており、増加傾向である。

#### (4) 当事者活動の支援について

発達障がい者の当事者会「チャレンジド」の運営を側面的に支援しており、メンバーの変動があるものの月1回の頻度で継続している。余暇の充実とともに障がい特性や互いの経験談などを共有していけるピアサポート的な場となりつつある。

#### (5) 権利の擁護及び虐待の防止のために必要な援助

- ・事業所の虐待防止に役立てるため研修会を開催した。(別記)
- ・虐待としては終結となったケースについても、再発防止のため関係機関と連携し継続的な支援をおこなっている。
- ・成年後見制度に関して、尾張東部後見センターや社会福祉課等と連携して、制度の申請について支援した。

#### (6) 地域の関係機関のネットワークについて

- ・精神障がい者への緊急介入に関し関係機関の連携強化を目的に研修会を開催した。  
(別記)
- ・民生児童委員障がい者福祉部会で、障がい者福祉と民生委員の役割について周知をはかった。
- ・桶狭間病院こころケアセンター職員研修会にて、地域移行支援の理解をすすめる研修を行った。同病院病棟地域交流会参加。
- ・医療福祉の多職種連携に役立てるよう豊明市ソーシャルワーカー連絡協議会の事務局として側面的支援を行った。
- ・医療的ケア重症心身障害児の会「かけはしキッズ」第3回にて、ファイブ相談支援事業所とともに相談ブース出展した。

### 3 来年度の取り組みについて

#### (1) 相談支援の質の向上、相談支援体制整備

相談支援担当者会議を連絡会とし、相談支援実績報告、困難ケース検討を行う。

また、個別ケースからの地域課題抽出についてシステムの提言ができるようにしていく。児・者相談支援と協力して全体の質の向上を目指したい。

- #### (2) 当事者活動や社会生活力向上のため、みなスマサロンを他の地域でも開催していく、チャレンジド活動が活性化するようサポートをする。また、当事者や支援者向けのお金のつかい方の勉強会開催しサポートをととのえる。

#### (3) 多職種・地域との連携

関係機関とのネットワークへのとりくみを継続する。専門機関だけでなく、ボランティア団体や地域自治会、民生児童委員等地域へ出向き、より連携していけるようにする。

### 4 障がい福祉への理解啓発講演会や作品展を開催

## 第 6 回障がい福祉講演会実施報告

- 1 目的 精神障がいに対する理解啓発を行い、偏見をなくして病気があっても安心して暮らしていける地域としてくことを目的とする。
- 2 内容 第一部 映画「夜明け前」の上映  
第二部 パネルディスカッション「知ることは、明日へつながる」  
コーディネーター：日本福祉大学 教授 青木聖久氏  
パネリスト：当事者 岩田圭司氏、豊明家族会 会長 早川 要氏  
障がい者基幹相談支援センターフィット 森 昌樹
- 3 開催日時 平成 31 年 3 月 3 日（日） 13 時 30 分～16 時 30 分
- 4 会場 豊明市文化会館 小ホール  
〒470-1121 豊明市西川町広原 28 番地 1
- 5 主催 社会福祉法人 豊明市社会福祉協議会
- 6 共催 豊明市
- 5 実施結果 来場者数： 169 名

当日参加される方もあり、多くの来場者と共に精神障がい者への偏見や地域生活について考えることができた。映画は重いテーマであったが、歴史的な観点を踏まえ、現代へつながる精神障がい者へのイメージを見直すこととなった。第 2 部では、経験談やパネルディスカッションにより本人・家族の思いを知ることができたという感想が多く寄せられた。参加者からは障がい者について知る良い機会になり、こういった場の必要性を求める声が多数あった。



## 第 7 回ひまわり作品展（障がい児者作品展）実施報告書

- 1 目的** 障がいのある方が心を込めて作った芸術作品を、より多くの方に見ていただき、作品を通じて、障がい者・障がい児の個性を広く知ってもらおう。また、市内障がい福祉事業所と共同することで、作品のつながり、事業所のつながり、地域とつながりを作り、まち全体の障がい福祉の活性化に役立てる。
- 2 内容** 「あーとでつながろう」をテーマに、豊明市在住または市内福祉事務所を利用されている方の、絵画や立体作品、共同作品、モザイクアートなど芸術作品の展示。来場者体験型スペースの設置。
- 3 開催日時** 平成 31 年 3 月 1 日（金）～3 月 3 日（日）9 時～17 時
- 4 会場** 豊明市文化会館 ギャラリー 1～4  
〒470-1121 豊明市西川町広原 28-1
- 5 主催** 社会福祉法人 豊明市社会福祉協議会  
ひまわり作品展プロジェクトメンバー  
有限会社こだち、株式会社 DS パートナーズ、NPO 法人くるみの会  
社会福祉法人豊明福祉会、NPO 法人夢ひろば、株式会社祐理
- 6 共催** 豊明市
- 7 実施結果** 出展数 267 点（個人・共同作品）、来場者数 360 名。

市内障がい福祉事業所と協力して企画運営した。モザイクアートでは個人出展が難しい方にも参加していただくことができた。来場して下さる方も毎年増えてきている。アンケートでも、発表の場があることや、市内の事業所が一同に介して行うことについて好評であった。



# H30年度豊明市障がい児相談支援事業委託実績

資料3-1

## 1-1 相談人数実績(実人数)

身体障がい	重症心身障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	高次脳機能	その他	合計
3	13	33	0	46	0	10	105

※H25年度:61名 H26年度:93名 H27年度:101名 H28年度:132名 H29年度:129名 H30年度:105名(1月末現在)

## 1-2 相談種別(延べ件数)

支援方法									
訪問	来所相談	同行	電話相談	電子メール	個別支援会議		関係機関	その他	合計
					主催	参加			
38	73	25	90	3	9	21	387	6	652

## 1-3 支援内容(延べ件数)

支援内容									
福祉サービスの利用等に関する支援	障害や症状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援	家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援	社会参加・余暇活動に関する支援
303	37	47	2	106	79	11	8	25	3
権利擁護に関する支援	その他	合計							
31	0	652							

※H25年度:623件 H26年度:1177件 H27年度:1146件 H28年度:924件 H29年度:693件 H30年度:652件(1月末現在)

## 2 相談の傾向

- ・障がいがある方が複数いるご家庭からの相談、医療依存度が高いケース、措置入所からの地域移行ケース等相談がより複雑化してきている。そのため医療、保健、保育、教育等の多職種との連携がより必要となってきた。
- ・福祉サービスの利用のきっかけが医療、保育等からのすすめというケースが増加した。関係機関の中での福祉サービスへの認識は高まっている。
- ・障害児通所支援の利用は減少することなく、年々増加している。
- ・障害児通所支援の事業所は今年度も増加した。曜日によっては定員を満たし、利用できない事業所もあるため市外の事業所を利用されている方もいる。

事業所名	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	主な障がい種別
きらり豊明校	○	○		知的・発達
くるみ		○		重心
くるみの家		○		知的・発達
てかぼ	○	○		知的・発達
第2てかぼ	○	○		重心
ぴいす	○	○		知的・発達
ぐりんぴいす	○			知的・発達
ふあーもにー		○		知的・発達
ゆめのもり	○	○	○	知的・発達
lala	○	○		知的・発達

## 平成 30 年度障がい児支援の取り組みについて

## 1 会議等の開催実績

## (1) 障がい児相談支援連絡会

開催日程	主な内容
全 10 回開催 (4 ~ 1 月) 毎月第 3 火曜日 豊明市役所	相談支援の質の向上 ・ 関係機関の役割を知る 保健師、家庭相談員、スクールソーシャルワーカー等の職種の役割確認 大府もちのき特別支援学校、わーくはびねす農園豊明ファーム等の見学

## (2) 医療的ケア児等支援チーム準備会議

開催日程	主な内容
2 月 豊明市役所	医療的ケア児のことに関する「協議の場」設置に関する根拠法令等の確認 来年度の取り組みを確認

## 2 今年度の取り組みのまとめ

## (1) 教育との連携

昨年度まで特別支援学校は三好特別支援学校の校区であったが、今年度から新設校の大府もちのき特別支援学校へかわる。

昨年度同様に豊明市が主催というかたちをとり【障がいのある児童の進路に関する説明会】として大府もちのき特別支援学校や市内福祉就労事業所や企業にご協力していただき開催した。沢山（6校の保護者約25名の参加あり）の方に学校卒業後の障がいある方の働きについて知っていただくことができた。

今年度も昨年度同様に、特別支援教育研修会の枠を使わせていただき【保育所等訪問支援について】の講演を行う。多職種の連携が必要と言われている中で一つの連携の手段として教育現場の先生方に理解を深めていただくことができた。

## (2) 障害福祉サービスの理解促進

昨年度同様、どんぐり学園の保護者会に参加させていただき【障害児福祉サービスについて】の講演を行う。

豊明東郷医療介護サポートセンターかけはしが開催した第2回かけはしキッズにも参加させていただき【医療的ケア児、重症心身障がい児への支援について】の講演を行う。第3回かけはしキッズでは豊明市障がい者基幹相談支援センターフィットとともに団体ブースを出展する。

また NPO 法人えんとかくが主催する障がい児サロンを考える会（発達障がい児のサロンと重症心身障がい児のサロン）にも参加させていただく。



### (3) 医療的なケアが必要な方への支援について

平成30年度愛知県医療的ケア児等コーディネーター養成研修に参加させていただく。医療的ケア児等支援者に必要な医療的ケアに関する基礎知識、利用できる社会資源、家族支援、関係機関の連携及びネットワーク構築のための具体的ノウハウを学ばせていただくことができた。

## 3 来年度の取り組みについて

### (1) 相談支援の質の向上

- ・今年度、障がい児相談支援連絡会にて年間を通した勉強会を開催。乳幼児期から障害者雇用まで関係機関の役割等を把握していった。来年度は医療的ケア児のケースを通しながら個別のケース会議の中で関わりある障害児相談支援事業者と学び質の向上につなげていく。

### (2) 多職種との連携

- ・合同研修会の開催  
学校教育課と子育て支援課で研修会や見学会を企画していく。
- ・進路説明会の開催  
市内特別支援学級や他の特別支援学校の保護者にも声をかけていき、学校卒業後の進路についての考える材料を提供していく。
- ・医療的ケア児支援連絡協議会の開催  
医療的ケア児が暮らしていく地域の課題を多職種の視点から見て明確化し、課題解決への取り組みをしていく。  
コーディネーターとしての役割をはたしていく。
- ・どんぐり学園保護者会への参加

### (3) 障害児支援の提供体制整備等

- ・児童発達支援センターの検討（子ども部会の中で検討していく）

### (4) その他

## 地域生活支援部会 報告

## 1. 部会の趣旨

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、地域生活での緊急事態に対応を図ることのできる地域生活支援拠点の整備を推進することを目的としている。平成27年度に発足し、当事者や家族会・地域の関係者を交えて、国の示している地域生活支援拠点のモデルを基に協議し、現状把握と評価・課題の整理を行い、平成29年度に提言としてまとめた。本年度は、部会より整備案示し、市の整備方針の確認へと至った。

## 2. 今年度の活動

## (1) 会議の開催

## 第1回 部会

日 時 平成30年11月12日(月) 10時~12時

出席者 13名

- 内 容 ① 昨年度までの活動確認  
② 地域生活支援拠点整備案の確認  
・地域生活支援拠点整備案について部会で検討する。

## 第2回 部会

日 時 平成31年2月4日(月) 10時~11時30分

出席者 13名

- 検討内容 ① みんなスマイルサロンプロジェクトについて  
・サロン開催2年目となり毎月第二木曜午後に Egao 家にて開催している。参加者同士馴染みの関係となり、運営が安定しているため同プロジェクトは今年度で終了することを確認。今後は、フィットがボランティアと共にサロン開催を継続していくこととなる。  
② 地域生活支援拠点整備について  
・市の整備方針の確認。(資料添付)  
③ 自立支援協議会での報告内容の確認

## (2) その他の取組み

地域生活支援拠点等の整備促進、必要な機能・充実のための都道府県ブロック会議

日 時 平成30年12月25日(火) 10時~17時

場 所 愛知県自治センター

内 容 厚生労働省と愛知県が地域生活支援拠点整備促進を図ることを目的に開催される。好事例自治体の状況報告や拠点整備のあり方について検討を行う。

参 加 事務局担当者2名

## 3. まとめ

地域生活支援拠点整備の一環として、みんなスマイルプロジェクトチームを発足させ、居場所作りと地域の理解促進に取り組んできた。平成29年度より開催となったサロンは軌道に乗ったため、同プロジェクトは今年度で終了することとなった。今後は、障がい者基幹相談支援センターフィットがボランティアと共に継続開催していくこととなる。

本年度の部会では、地域課題の提言を踏まえた地域生活支援拠点整備案をまとめた。また、第5期障害福祉計画により平成32年度中の拠点整備に向けた市の整備方針の確認を行った。来年度、拠点整備についての協力や定期的な評価を行っていく。

## 地域生活支援拠点の整備案

	国の示す機能について	評価	現在までの整備状況	整備する上での課題	整備目標案	市の整備方針
① 相談	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時に支援が必要な世帯を把握・登録し、緊急時に必要な相談支援を行う。	相談事業所数はあるものの、緊急時に支援が必要な世帯の把握や緊急時の相談支援体制（365日24時間）は取れていない。 ★★★☆☆	相談支援事業所が6ヶ所あり、基幹相談支援センターと児童の相談支援を二事業所へ委託している。	緊急時支援の必要な世帯の把握や緊急時の相談支援体制（365日24時間）が取れていない。	障がいがあり市内で生活している方への調査を実施し、生活状況と緊急時に介入が必要な方の把握を行い、緊急時に相談支援を行う業務を基幹センターへ委託しコーディネーター機能を整備する。	障害福祉サービスを利用していない方の生活実態把握を実施し、緊急時の相談体制整備を行う。調査方法や時期について平成31年度に検討を進めていく。
受② 入緊急 ・急 対応の	・短期入所を活用した常時の緊急受け入れ体制。 ・状態変化等の緊急時に医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。	短期入所の場合は確保されているもの、利用が難しい方も残されている。 ★★★☆☆	・緊急時受入は、市内の短期入所施設の協力が得られている。 ・緊急事態対応は基幹相談支援センターと相談支援事業所で実施している。	・短期入所施設のハード面や特性への対応から対応が難しい方の受け入れ先の確保。 ・医療ケアの必要な方の受け入れ先が市外の医療機関となっている。	・緊急時に市内の短期入所施設で受入対応できない方が、馴染みの支援者と過ごすことができるよう緊急時支援員派遣事業の実施。 ・宿泊先の確保として、居室確保事業を実施しアパートの借り上げや事前に登録した日中活動支援事業所を活用できるようにする。 ・緊急時対応を基幹相談支援センターへ委託しコーディネーター機能を備える。 ・医療機関で医療ケアの必要な方の受入を検討。	緊急時の受け入れ体制整備を進めていく。緊急時に、事前登録した日中活動系事業所で宿泊できるようにして、事業所に対して費用補助する。
③ 体験 の 機会 ・ 場	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、グループホーム等の利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。	精神障がいのある人が退院後に地域生活に向けて訓練する場としてグループホームが機能している。 ・親元からの自立や地域移行に向けての体験の場は未整備。 ・グループホームの増加を望む声がある反面、家族での生活を継続していきたいという要望もある。 ★★★☆☆	・3ヶ所のグループホームが精神科病院から地域生活への訓練の場となっている。	・親元からの自立や地域移行の際に体験入所できる場がない。 ・地域生活へ緩やかに移行していくためにもGHの増設が必要。	・体験先の確保として、新規事業所開設時に体験スペースを整備補助事業を実施する。 ・一人暮らし体験のため、マンスリーアパートを借り上げ居室確保事業を実施する。 ・グループホームの整備。	グループホームの整備を進めていく。
④ 専門 ・的 養人 成材 の 確	医療ケアが必要な人や行動障がい有する人、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。	・3障がいへ対応できる中核施設がある。 ・医療ケアが必要な人に対しては、専門機関と連携を取り対応している。 ・自立支援協議会のそだつ部会が人材育成の機会となっている。 ★★★☆☆	自立支援協議会の専門部会において、人材育成・人材確保のための研修や企画を行っている。 ・市内に3障害それぞれに対応できる中核的な施設がある。	・研修内容に対する要望を受け、研修企画・運営や補助する仕組みが必要。 ・市内の関係者を対象として企画していくと、対象となる事業所や参加者が限られる。	・介護職員初任者研修の受講者が、当市において6ヶ月以上勤務することを条件とし受講費を1/2を助成する。 ・近隣市町との共同し研修の企画運営や補助を行えるように検討。	資格取得できるような研修開催を助成していく。
⑤ 地域 の 体制 づく	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能	・拠点整備に向けての検討の場がある。 ・ ★★★☆☆	自立支援協議会の専門部会である地域生活支援部会にて拠点整備に向け取り組んできた。昨年度末に現状と課題の整理を行った。以降、整備の進捗状況を確認していくこととなっている。事務局は基幹相談支援センターが担っている。	専門部会で現状報告を行い、検討・評価していく仕組みが必要。	拠点整備の状況確認。概ね年2回実施報告を行い検証を実施。	地域生活支援部会を継続し、拠点機能の評価と充実を行う。

## 1 部会の趣旨

人材不足が市内事業所の共通の課題であり、人材確保・人材育成を目的に平成26年度から発足している。これまで職員向け研修会や一般向け見学会・事業所説明会などを開催してきた。企画段階から各事業所スタッフが協力して実施しており、職員相互の積極的な意見交換の場となることができていた。しかし、研修参加者数が減少傾向であること、人材確保についての効果はほぼ得られない状況でもあったため、今年度は活動の振り返りを行った。

## 2 今年度の活動

総会にて、市内事業所の管理者が集まり、そだつ部会についての評価と今後について話し合い、下記のような意見が出された。研修を事業所の年間予定に組み込み参加率をあげられるようにしていこうということで、来年度にむけてワーキングチーム発足した。また、人材確保について効果が得られるような対策も検討した。

### (1) 会議等の開催

#### 第1回 部会

日 時 平成30年10月29日(木) 10～12時  
出席者 10名  
内 容 市内事業所管理者にて総会。

○これまでの振り返りとこれからの部会活動について。

施設の外に出て他の事業所職員と交流する良い機会となり、連携に役立ち、市内障がい福祉の活性化に役立っていると感じるというものが主な意見だった。

研修内容はとても良いと思うが、事業所の年間の計画とあわせて職員を派遣するため早めにわかると良い。キャリア別の研修企画も良いではないか。また、人材確保については、処遇改善や資格取得に向けた研修を実施してもよいのではないか。見学会は参加者も企画スタッフからも好評であるので目的を別に設定したものとしてもよいのではないか。

### (2) ワーキングチーム打合せ

日 時 平成31年1月10日(木)・2月7日(木)10時～11時  
出席者 9名  
内 容 平成31年度そだつ部会検討・研修企画立案

## 3 まとめ

今年度はそだつ部会の活動についての見直しを行った。来年度は現場職員が市内他の事業所職員とともに研修企画立案し、受講することで顔の見える関係をつくり、働くモチベーションを維持し、離職予防と人材の育成を目指す。企画を全事業所へ早めに周知をして参加しやすい体制をとっていく。また、資格取得ができるような研修を企画することについては今後の課題となっている。

来年度の研修予定

時期：平成31年6月、内容：市内社会資源を知ろう（初任向け）

時期：平成31年9月、内容：権利擁護・虐待防止

時期：平成31年12月、内容：ストレスケア

## 療育支援部会 報告

## 1 部会の趣旨

18歳未満の障がいのある児童に対する地域課題を共有し、支援体制を整備することを目的に、子育て支援課が事務局となり「療育支援部会」を行っています。地域課題からテーマを決め活動しており、平成26年度から28年度にかけて、発達に遅れのある子どもに切れ目ない支援を行うための「サポートブック」を作成しました。また平成29年度は児童発達支援センター開設に向け、近隣市の視察や運営の大枠についての協議を行っています。

## 2 今年度の活動

昨年度に引き続き、児童発達支援センターの整備をテーマに下記のとおり会議を開催しました。市内小学校の統廃合計画により、小学校跡地に平成34年(2022年)子育て支援拠点施設を整備し、児童発達支援センターがその一画で行うことが今年度に入り決まったため、方向性の共有と担う機能について検討を行いました。

また、第1期障害児福祉計画の成果目標の一つとして、医療的なケアを必要とする児童等が適切に支援が受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための「協議の場」を平成30年度末までに設置することとされています。これを受け、下記のとおり「医療的ケア児等支援チーム準備会議」を開催しました。

## (1) 会議等の開催

## 療育支援部会

日 時 平成30年7月3日(火) 午後1時～2時  
出席者 8名  
内 容 児童発達支援センターの整備について  
・市の現状、法的根拠、必要な機能等の共有  
・市の方向性について

## 医療的ケア児等支援チーム準備会議

日 時 平成31年2月18日(月) 午後4時～5時  
出席者 12名  
内 容 ・医療的ケア児支援に対する法令改正および国通知について  
・豊明市の現状について(報告・意見交換)  
・今後の会議のすすめ方について

## 3 まとめ

平成31年度は今年度取り組んだ2テーマの検討をさらにすすめていきます。部会名を「子ども部会」とし、「児童発達支援センター設立準備チーム」「医療的ケア児等支援チーム」の2チーム編成にて行い、各テーマに沿って課題を共有し、各支援者間の連携を深め、支援体制の整備につなげていきます。

## 子ども部会について（案）

### 1 部会の概要

障がい児の発達支援における地域課題の共有・解決を目的に実施してきた「療育支援部会」を改編。平成31年度から名称を「子ども部会」とし、2つの課題について協議する2チーム編成とします。

豊明市地域自立支援協議会「子ども部会」		
チーム名称	児童発達支援センター 設立準備チーム	医療的ケア児等支援チーム
内容	小学校跡地に平成34年開設予定の児童発達支援センターのあり方、運営、連携等について検討	医療的ケアが必要な児者の現状・課題を共有し、地域での支援体制について検討
メンバー	市関係部署（子育て支援課、保育課、社会福祉課）障害児相談支援委託事業所 （大学関係者、当事者家族）	市関係部署（子育て支援課、保育課、社会福祉課）障害児相談支援委託事業所、豊明統合医療介護サポートセンター「かけはし」 （訪問看護関係者）
実施予定	年3回程度	年1回程度 個別ケース支援会議（随時）

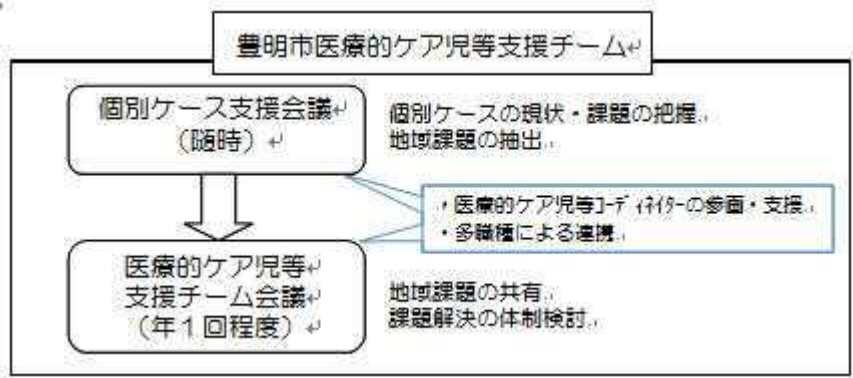
### 2 医療的ケア児等支援チームについて

平成28年6月に改正された児童福祉法において、地方公共団体に対し、医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制整備に関する努力義務が規定されています。（児童福祉法第56条の6第2項）

また、平成30年度を初年度とする第1期障害児福祉計画の国が定めた基本指針において、「平成30年度末までに各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする」とされました。これを受け、第1期豊明市障害児福祉計画（平成30～32年度）において、成果目標の一つとして「保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置を平成30年度末までに行う」とされています。

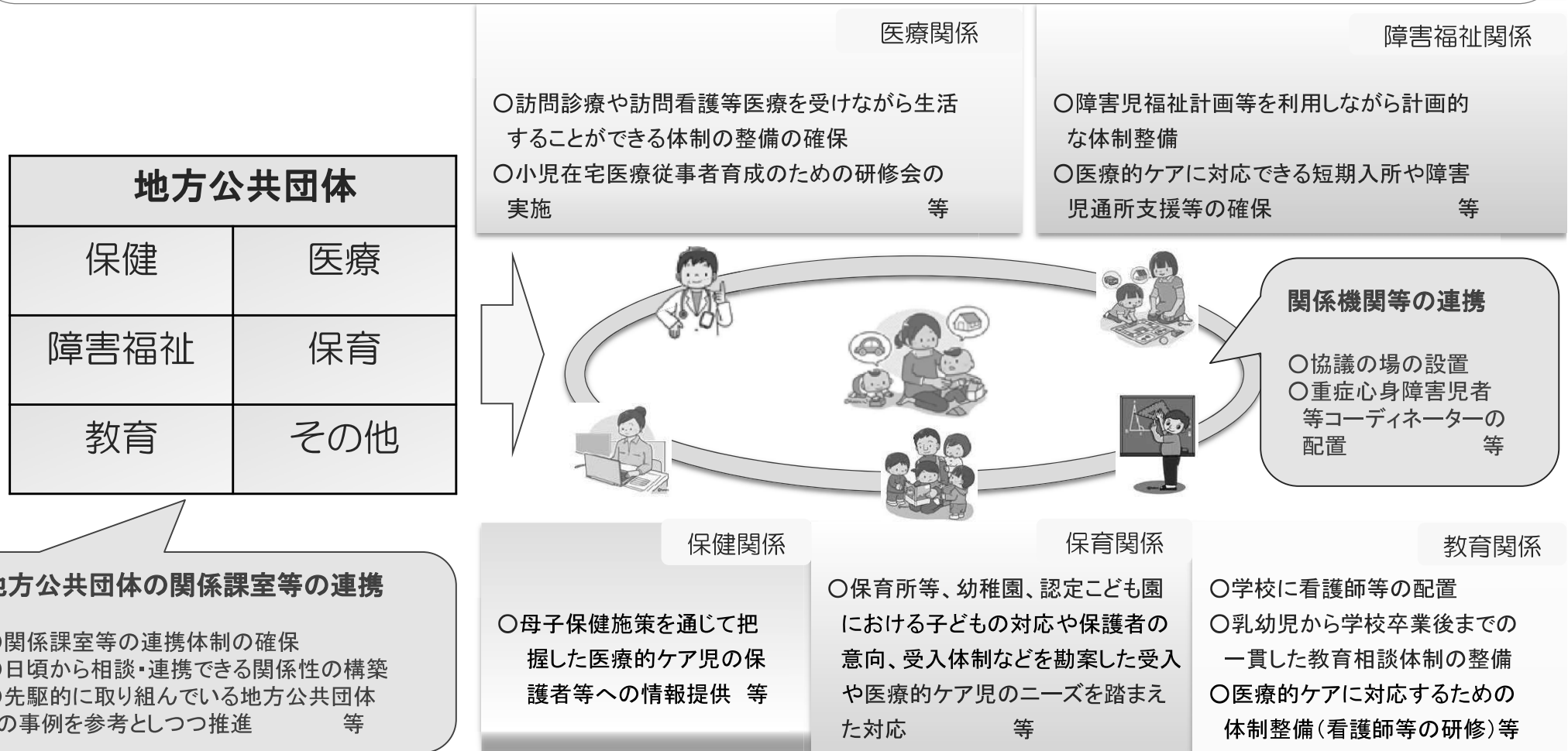
このため、平成30年2月に「豊明市医療的ケア児等支援チーム準備会議」を開催。会議目的、法通知や各部署の現状等の情報共有を行っています。

平成31年度からは、豊明市障害者地域自立支援協議会「子ども部会」内に同会議を位置づけ、地域での支援体制の整備に向け協議をすすめていきます。

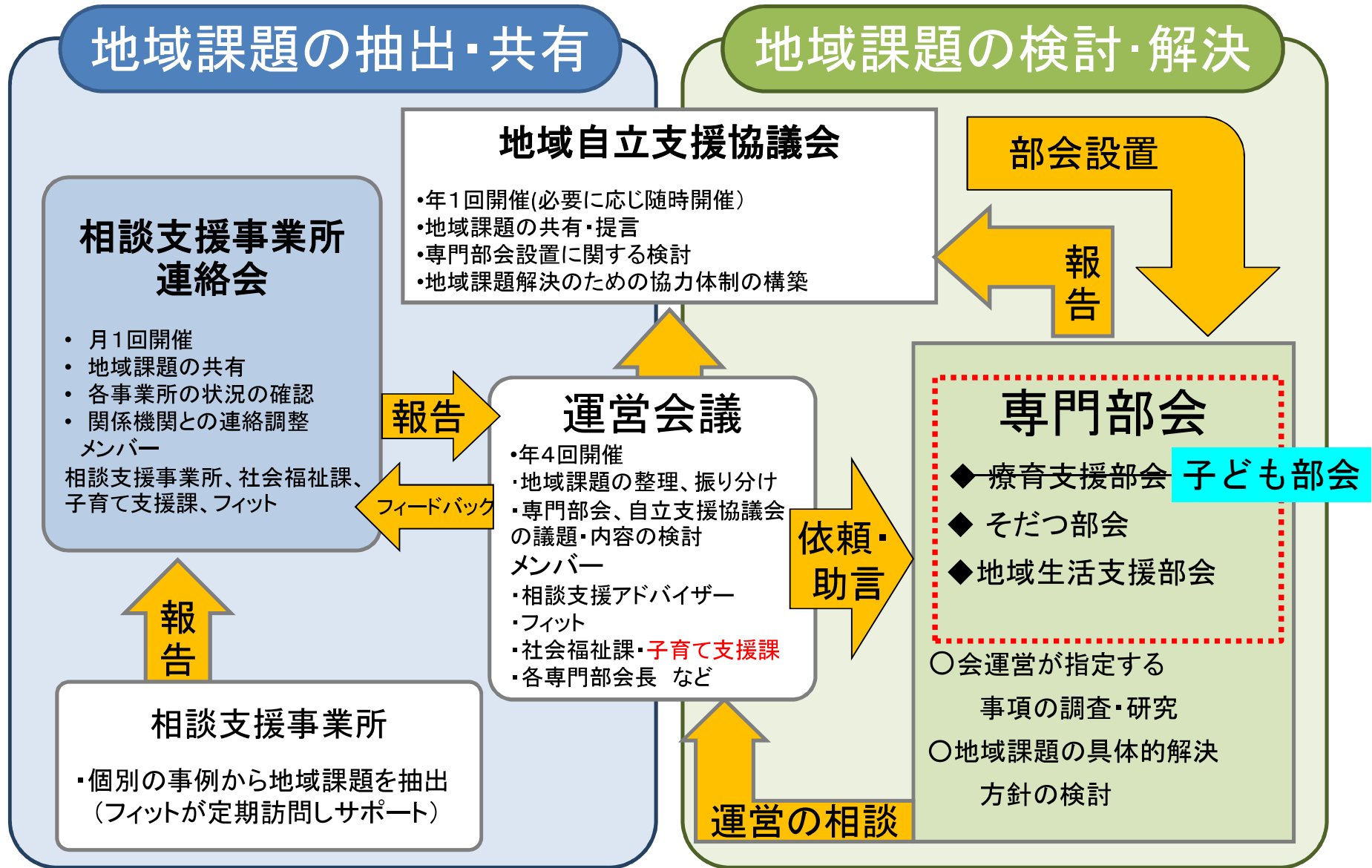


# 地域における医療的ケア児の支援体制の整備

- 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加。
- 平成28年5月25日成立・同年6月3日公布の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」において、地方公共団体に対し、医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けられるよう、保健、医療、福祉等の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制整備に関する努力義務を規定（児童福祉法第56条の6第2項）（本規定は公布日施行）
- 「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」（平成28年6月3日関係府省部局長連名通知）を地方公共団体等に発出し、連携体制の構築を推進。



# 31年度 豊明市障がい者地域自立支援協議会(案)



事務局: 社会福祉課、一部委託: 基幹相談支援センター



## 障害者差別の解消について

### 1 障害者差別解消法・障害者差別解消地域協議会の概要について

概要について 資料 5-2

期待される役割・・・相談事例等の情報共有・協議を通じ、地域の実情に応じた差別解消の取組をすすめるためのネットワークを構築する。

### 2 今年度の活動

・障がい者スポーツ振興（ボッチャ）

・ヘルプマークの配布について・・・220個配布（平成31年1月末調べ）

・障がい理解促進事業について

障害者差別解消法の施行に伴い、障がい児者も分け隔てなく生活できる社会が求められております。そんな中、障がい児者を抱える家族などと比べ、多くの市民は障がい児者と接する機会が少なく、その特性を理解ができない状況にあります。したがって、地域ぐるみで障がい児者理解を深めると同時に、安心できる外出できる街づくりを行うために、以下の取り組みをしました。

(1) 市内各所でのヘルプカードの理解啓発チラシを配布

(2) 市内各所での障がい理解促進に向けたチラシの配布

(3) 理解促進に向けた講演会の実施

(4) 豊明高校イラスト部と協力し、障がい理解促進の漫画・イラストの作成

(5) 当事者保護者会の開設協力

※資料5-3

### 3 相談事例について

### 4 今後の展望・計画について

(1) 職員向けの意識調査

豊明市は、平成29年に「豊明市職員対応要領」を策定したが、その後職員の意識が変わったのかどうかの実態は掴めていない。そこで、平成31年度に職員向けに「豊明市職員対応要領の策定以前と策定以後で、どのように自分の意識が変わったか」の意識調査を行う予定です。

(2) 相談窓口の普及啓発を強化

今年度、差別解消に関する相談窓口への相談件数は0であり、各事業所への相談件数も0でした。これは、差別案件が0というわけではなく、障がい者やその家族が「どこに相談すればいいのかわからない」という窓口の周知不足であると考えます。したがって、市内全事業所および豊明市の利用者が通う事業所すべてに差別解消の相談窓口に関するリーフレットを配布し、普及啓発に努めたいと思います。

# 障害者差別解消支援地域協議会設置の手引き（概要）

**1 障害者差別解消地域協議会はなぜ必要なのですか？**

障害者にとって身近な地域において主体的な取組があることが重要

- ◆行政機関の相談窓口障害者差別に関する相談等を行う際、初めから権限を有する機関を選んで相談することは難しい。
- ◆相談等を受ける行政機関においても、相談内容によっては、当該機関だけでは対応できない可能性がある。

**【地域協議会を組織するメリット】**

- (1) 相談への迅速かつ適切な対応
- (2) 紛争解決に向けた対応力の向上
- (3) 職員の事務負担の軽減
- (4) 権利擁護に関する意識のPR

国と地方公共団体の機関が、**地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして組織できる**(法第17条)

**2 地域協議会は何をするのですか？**

- (1) 複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有
- (2) 関係機関等が対応した相談事例の共有
- (3) 障害者差別に関する相談体制の整備
- (4) 障害者差別の解消に資する取組の共有・分析
- (5) 構成機関等における斡旋・調整等の様々な取組による紛争解決の後押し
- (6) 障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発

**3 地域協議会はどうやって立ち上げるのですか？**

- (1) 組織形態：  
特別な決まりはない。単位(都道府県・市町村)、規模によって異なり、地域の実情に応じてさまざま。※既存の会議体に協議会の機能を付加する方法もある。
- (2) 会議の運営：  
まずは関係機関が一堂に集まり、お互いに「顔」の見える関係を築くことが大切。また、効率的な会議のための分担も考えられる。  
Ex. 代表者会議の下に実務者会議を置く。
- (3) メンバー構成：設置主体や区域の広さなどによって異なる。(参考: 下表)
- (4) 事務局：障害福祉部局が地域協議会の庶務を担当する。  
Ex. 協議会に関する事務の総括、各種取組に関する実施状況の進行管理、関係機関等との連絡調整
- (5) 都道府県と市町村の違い：組織単位でその特性を活かして業務を実施。

住民に身近な  
市町村

中間的位置づけの  
複数市町村連携

広域自治体で  
ある都道府県

**4 各相談窓口と地域協議会との関係はどうなるのですか？**

各相談窓口：一次的な受け皿    地域協議会：共有・協議の場

相談を各窓口から適切な機関につなぐ、複数機関の連携が必要な時の対応

**5 守秘義務**

地域協議会を構成する全ての者に守秘義務。(法第19条)

⇒積極的な意見交換や連携の推進を担保。

**6 参考資料：関係条文等**      **【別添】モデル事業実施自治体の事例集**

分野		都道府県	市町村
行政	国の機関	法務局、労働局や運輸支局などの国地方出先機関 等	法務局、公共職業安定所(ハローワーク) 等
	地方公共団体	障害者施策主管部局、都道府県福祉事務所、保健所、精神保健福祉センター、都道府県消費生活センター、教育委員会、学校、都道府県警 等	障害者施策主管部局、人権主管部局、福祉事務所、保健センター、市町村消費生活センター、教育委員会、学校、警察署、消防本部 等
関係機関団体等	当事者	障害者団体、家族会 等	障害者団体、家族会 等
	教育	校長会、PTA連合会 等	校長会、PTA連合会 等
	福祉等	都道府県社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、福祉専門職等団体、社会福祉施設等団体、障害者就業・生活支援センター 等	市町村社会福祉協議会、相談支援事業者(基幹相談支援センター、市町村障害者相談支援事業者)、社会福祉施設、民生・児童委員 等
	医療・保健	医師会(医師)、歯科医師会(歯科医師)、看護協会(保健師・看護師)、医療機関、病院団体 等	医師、歯科医師、保健師、看護師 等
	事業者	商工会議所、経営者協会、公共交通機関、事業者 等	商工会議所、公共交通機関、事業者 等
	法曹等	弁護士会(弁護士)、司法書士会、人権擁護委員連合会(人権擁護委員) 等	弁護士、司法書士、行政書士、人権擁護委員 等
その他		学識経験者、新聞社、放送局 等	学識経験者、自治会 等

平成30年障がい者理解促進事業

障害者差別解消法をテーマとしたイラスト

制作：豊明高校イラストレーション部



# 障害者差別解消法って何？



# どこに相談するの？

